

議会基本条例(素案)市民説明会での意見

日 時： 平成27年2月4日（水）19:00～  
 会 場： 小川文化センターアピオス（小ホール）  
 参加人数： 議員 18名  
 市民 12名

具体的な内容

(1) 素案に対する意見

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
1	条例全体	この条例は、議員として基本的なことではないか。制定する意義は。	本条例は、地方分権と市民自治の時代にふさわしい議会の在るべき姿を明文化し、議会の役割や機能、住民との関係などを明確にするとともに、議会を更に活性化させていくために制定するものです。今後とも、本条例の趣旨に従い、議会運営を行っていきます。
2	条例全体	何の目的で説明会を開催したのか。議員は市民の代表なので、自信を持ってやって欲しい。条例を制定してから説明会でも良かったのでは。	本条例の素案は、有識者の意見や先進地の事例等を参考とし議員間で調査研究、多くの議論をして作り上げました。さらに、市民に身近な議会となるよう、広く市民の意見を取り入れるために、市民説明会を実施することとしました。
3	第5条	会派を明文化する理由は。現在の定数（22名）では、会派いないと考える。ただの仲良し会になってしまうのでは。	議員定数にかかわらず、共通の理念を持つ者同士が会派をつくることで、議員が政策立案・政策提案する機能の向上が図れると考えます。導入については、今後、検討していきたいと考えています。
4	第7条	この説明会もだが、議会報告会を実施しても人が集まらないのでは。	今回の市民説明会の実績を踏まえ、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
5	第16条	もっと研修の充実を，もの見遊山にはならないようにしてほしい。	現在、全体及び各委員会において議会研修を実施しています。時間を有効に使って行程をくみ、身のある研修となっています。
6	その他 経緯 (10)	自由討議・参考人の意見陳述に，なぜ制限時間を設けるのか？	自由討議、意見陳述を時間制限せずに認めることは課題も多いことから、今回は他市を参考に自由討議30分、意見陳述5分としました。制限時間について今後の課題とさせていただきます。
7	その他	説明会の広報がお粗末では。人を集める工夫が必要と感じる。	協議の結果、今回は、議会広報や市の広報紙、ホームページ、防災無線等でお知らせをしました。

## (2) 市議会に対する意見

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
1	—	若年層がもっと議会に関われるように，通年議会や土日・夜間議会等の開催はできないか？	より多くの方に議会へ関わっていただくためには、有り難い提案として承ります。今後の検討課題とさせていただきます。
2	—	議員定数については，少ない方が良いとする人がいるが，広く市民の意見を反映するという観点から，議員数は多いほうがよいと考える。市民の声を市政に反映させやすい。	ご意見として承ります。議員定数については、特別委員会において調査研究を行っているところです。

## (3) その他の意見

1. 4年前の選挙ではサッカー場の建設が争点になったが，途中で意見が変わるなど，信念が感じられない。
2. 市議会議員選挙は，当選させたい人を選ぶのではなく，落選させたい人を選ぶほうが，公平ではないか。

議会基本条例(素案)市民説明会での意見

日 時： 平成27年2月6日（金）19:00～  
 会 場： 玉里保健福祉センター（集団検診室）  
 参加人数： 議員 12名  
 市民 13名

具体的な内容

(1) 素案に対する意見

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
1	条例全体	この議会基本条例で小美玉市の特色を出したところは。	以下の3点です。 1「基本理念」の決定。 2「第16条 議員研修の充実強化」で、有識者等からのアドバイスを求められるよう努めることを定めたところ。 3「第19条 災害対応」東日本大震災を受け、災害時でも議会の機能が低下しないよう定めたところ。
2	条例全体	議会基本条例に書かれていることを自覚して活動してほしい。 議員は執行者ではないことは自覚されていると思うが、これが明確になるともっといい議会活動ができると思う。 絵に描いた餅にならないようお願いしたい。(要望)	
3	第2条	議会は、市の基本事項の最終決定機関であることの責任ばかりではなく、その結果実施し進捗している事業についても見守る責任を有すると思う。 議案を可決し、事業が進められている後で反対するようなことはやめてほしい。	ご意見のとおりだと思いますが、事業の進捗を見守る中で、本来の趣旨から外れそうなところは是正させなければならないこともあります。
4	第5条	会派制を導入したら、代表質問は行うことになるかどうかの検討はしたか。	まだそこまでの検討はしていません。 今後、会派制が必要となったときには、ご意見を踏まえた検討をしていきたいと思っています。

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
5	第7条	議会報告会の開催概要について具体的なことが決まっているか聞きたい。 例えば、全議員が説明者となって出席するとか、地元議員が必ず説明者となるか決まっているのか。	具体的なことは現在検討しているところであり、今後、要綱等を制定したいと考えています。
6	第9条(1)	「原則一問一答」の「原則」を加えた理由は、再質問の回数等、制限はあるのか。	現在の一般質問の運営方法は、はじめに大項目を一括で質問し、再質問から一問一答方式をとっているため、「原則」を加えています。 一般質問は、質問時間60分、質問回数は無制限としています。
7	第9条2項	反問権について制限を設けているが、論点を明確にするためには、執行機関が対案を求めることができるようにするまで認めた方が、市民の負託に応えられると感じる。再考してほしい。	ご意見のような先進事例を取り入れるかどうかの検討もしましたが、今回の条例案では、質問内容の確認と論点の明確化のためだけに留めました。
8	その他	県内市町村の制定状況を確認したところ、小美玉市議会は早く取り組んでいることに関しては大変よろしいと思う。制定後は、遵守してほしい。(要望)	

## (2) 市議会に対する意見

No.	対象箇所	意見の内容	当日の回答
1	—	政治倫理条例について 小美玉市議会の政治倫理条例を拝見した。内容が厳しく規定されている。基本条例制定後、この倫理条例の改正等の検討はなされるのか。 現行では、市民の調査請求権は他市よりもハードルが高いと感じる。見直しをするときは、この部分の検討してほしい。	今後、政治倫理条例の内容を改正する際には、ご意見を参考とします。
2	—	政務活動費について 県内でも70%以上で制度化している。議会活動の活発化を図るには、一定の範囲で必要であると思う。より活発な議会活動ができるようにしてほしい。	第5条の会派制とも関連しますが、条例化を検討する際には、ご意見を参考とします。